

【環境影響評価法施行令の一部改正について】

平成 20 年 4 月 1 日

環政評発第 080401001 号

(各都道府県知事・各政令指定都市市長あて環境省総合環境政策局長通達)

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百三十号。以下「改正政令」という。)が平成二十年三月三十一日に公布され、平成二十年四月一日に施行されたところである。

ついては、貴職におかれては、環境影響評価法(以下「法」という。)の施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 対象事業の追加

森林法に基づく補助事業の一部により開設・拡張される林道で、幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが二十キロメートル以上のものを法第二条第二項に規定する第一種事業(以下単に「第一種事業」という。)に、幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが十五キロメートル以上二十キロメートル未満のものを同条第三項に規定する第二種事業(以下単に「第二種事業」という。)に追加することとした(別表第一)。

これは、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)により、独立行政法人緑資源機構が平成十九年度限りで廃止され、これまで同機構が実施してきた幹線林道事業の業務は、地方公共団体がその必要性を判断しながら、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に基づく補助事業として実施されることとなったことを受け、当該補助事業についても、従来の緑資源幹線林道事業と同様に法の対象事業として位置づける必要があることから、環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号。以下「施行令」という。)の改正を行ったものである。

施行令第一条の「一の事業」の単位について、従来の緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十三条第一項に規定する林道事業実施計画(以下単に「林道事業実施計画」という。)において記載されていた区間を一の事業の単位として環境影響評価法を適用していたところ。「森林

法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号(二)及び第二号(三)の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準、区域及び率を定める件」(平成二十年農林水産省告示第五百三十二号)別表第一において、林道事業実施計画中の区間に相当するものとして路線が定められており、今後は当該路線を基本に、地方公共団体が作成する路線全体の整備予定及び位置図等に基づいて環境影響評価手続の対象となる一の事業の単位を判断していくこととする。

第二 経過措置

改正政令の施行により新たに第一種事業又は第二種事業となる事業であって、改正政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業(改正政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。)については、法第二章から第七章までの規定は適用しないこととした(改正政令附則第二条)。

本規定は、改正政令の施行の際、既に事業に着手しているものについては、法的安定性の要請を考慮して法による環境影響評価その他の手続を行うことを要しないこととしたものである。

なお、改正政令附則第二条の「この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業」とは、林道事業実施計画において記載されていた区間を単位として、独立行政法人緑資源機構が工事着手した事業を指すものである。